自主的避難等対象区域(相馬市)に居住しており、原発事故当時、旧緊急時避 難準備区域(南相馬市原町区)に居住する申立人夫と平成23年5月に婚姻し、 その後、同所において同居する予定であったが、原発事故があったために平成 24年4月になって同所に転居した申立人妻について、平成23年5月分から平 成24年8月分までの日常生活阻害慰謝料が賠償されると共に、申立人子の出 産のために同年7月に自主的避難等対象区域(相馬市)に避難した申立人らに ついて、同年12月に申立人子が出生したことも踏まえて避難を継続すべき特 段の事情があるとして、平成28年3月分までの避難費用が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成○○年(東)第○号事件(以下「本件」という。)について、申立人X1、同X2、及び同X3(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、以下の損害項目(以下の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないこととする。

(1) 生活費增加費用

ア 水道・ガス・電気料金 11万9551円 期間 平成25年7月1から平成28年3月31日まで

イ 平成25年6月20日 物品購入費用 13万2670円

(2) 精神的損害(申立人X2について)

ア 日常生活阻害慰謝料160万円期間 平成23年5月1日から平成24年8月31日まで

イ 日常生活阻害慰謝料(加算増額分) 15万円期間 平成24年4月1日から平成24年8月31日まで

(3) 避難・帰宅等にかかる費用相当額(被申立人平成24年9月25日付プレスリリースに基づく賠償)(申立人X2について)

11万7000円

期間 平成24年6月1日から平成24年8月31日まで

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金211万9221円の支払義務があることを認める。

3 支払方法(省略)

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し

て別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年3月7日